

包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格講師に係る細則

2024年5月25日

(目的)

第1条 この細則は、包括システムによる日本ロールシャッハ学会（JRSC）が実施する、包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格（Certificate of Proficiency in the Rorschach Comprehensive System：略称CPCS／シーピクス）のうち、CPCS-1研修会、CPCS-2A研修会、及びCPCS-2B研修会に係る講師（以下、「認定資格講師」という。）の要件等を定めることを目的とする。

(認定資格講師要件)

第2条 認定資格講師は、以下の各号のいずれか1つ以上を満たす者のうち、常任理事会又は理事会において承認を得たJRSC会員とする。

第1号 CPCS レベル3取得者

第2号 CPCS レベル2取得者

第3号 CPCS レベル1取得者のうち、JRSCが主催する研修会及び講習会（以下「研修会等」という。）において、講師の経験を有する者

第4号 CPCS レベル1取得者のうち、認定資格委員会から推薦があり、理事会もしくは常任理事会で認められた者

(講師謝金)

第3条 認定資格講師には、認定資格委員会の予算の範囲内において、講師謝金を支払うことができる。

2 講師謝金は原則として、一人で講師を行う場合は、半日で3万円（1時間当たり1万円）とする。

講師2名で担当する場合は、一人当たり半日で1万5千円（1時間当たり5千円）とする。

(交通費及び宿泊費)

第4条 認定資格講師及び研修会の実施責任者と会場係等には、認定資格委員会の予算の範囲内において、交通費及び宿泊費を支払うことができる。ただし、CPCS-1研修会、CPCS-2A研修会、及びCPCS-2B研修会を年次大会で開催する場合、交通費及び宿泊費は支給しない。

2 交通費は実費支給とし、宿泊費は1泊1万5千円を上限とする。

(細則の改訂)

第5条 本細則の改訂は、常任理事会又は理事会の承認を得るものとする。